

高山村空家等対策計画

高山村では平成17年より人口が減少しており、2040年には人口が2,724人、高齢化率が42.1%になると推計されています。

人口の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、いわゆる空き家が増加傾向にあり、今後も増加すると考えられています。

適切な管理が行われていない空き家は結果として、安全性の低下、衛生環境の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。また、空家等が増加することにより、将来的にこれらの問題が一層深刻化する可能性があります。

このため、本村においては、空家等の状況を把握するための実態調査を平成28年に実施し、管理されていない空家等の現状把握に取り組んできました。

このような経緯を踏まえ、本村における空家等に関する施策を住民に示し、効果的、かつ、効率的に空家対策を推進するため、高山村空家等対策計画を策定しました。

高山村役場建設課

1 計画の目的と位置づけ

(1)目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、高山村の基本的な取組姿勢や対策を示します。

(2)位置づけ

空家法第6条に規定する空家等対策計画

(3)計画期間

2019(平成31)年度から2024(平成36)年度までの**6年間**

2 高山村の空家をとりまく現状

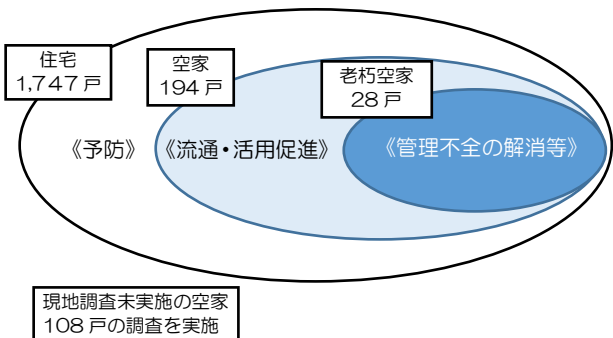
(1)現状

- ・空家数は194戸であり、住宅総数の約1割。
- ・全国に比べて空家率は低いが、年々増加傾向にある。
- ・住宅数や人口が多い地域に空家が多い傾向にある。
- ・現地調査を実施した空家のうち、状態の悪い空家が約3割

(2)課題

- ・村民及び所有者等の意識の啓発
- ・空家等に関する相談体制の充実
- ・使用可能な空家等及び跡地の有効活用
- ・管理不十分な空家等の改善及び解消

○空家の内訳と対策イメージ



3 空家等対策の基本的な方針

(1) 空家等対策の基本的な理念

- ・村民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- ・地域の活性化等に向けた利活用の促進
- ・多様な連携による空家対策の推進

(2) 対象とする空家等の種類

- ・空家法第2条に規定する「空家等」
- ・使用されていない村有施設等

(3) 対象地区

- ・村内全域

(4) 空家等に関する対策の実施体制

- ・相談窓口の一本化
- ・関係部署・機関等の連携
- ・協議会との連携

(5) 空家等対策の取組方針

- ① 村民等からの相談への対応
- ② 空家化の予防
- ③ 空家等及び跡地の利活用
- ④ 管理不全な空家等の防止・解消



4 具体的な施策

(状態)

利用中

① 住民等からの相談への対応

- (1) 相談窓口の設置
 - ・空家等に関する相談窓口を設置し、空家等の周辺住民からの相談や所有者等からの相談などに対応
- (2) 相談会の実施
 - ・所有者等が空家等の適正管理や処分について、専門家などの意見を聞くことができる、相談会を実施
 - ・空家等の活用、管理、処分の方法などについて、相談できる場を提供
- (3) 専門家への相談窓口の紹介
 - ・空家等の管理や具体的な法律関連、土地境界等の専門家に相談ができる窓口を紹介する。

② 空家化の予防

- (1) 村民への情報発信
 - ・村の広報誌やホームページ、パンフレット等で空家に関する情報を発信
- (2) 納税通知書を活用した全住宅所有者への情報発信
 - ・固定資産税の納税通知を活用してパンフレット等を送付し、全住宅所有者に対して情報を発信
- (3) 既存住宅の良質化
 - ・住宅リフォーム補助金などを利用して既存住宅の住環境を向上し、空家等の発生を予防

空家化

③ 空家等及び跡地の利活用

- (1) 空き家バンク制度
 - ・空き家バンク制度を有効活用するため、宅地建物取引業協会などと連携するための体制整備を図る
- (2) 空家等の活用を促す制度
 - ・空家等を活用したい人を支援する制度や空家等を取得、改修する際に利用できる助成制度を整備
 - ・既に村で行っている制度に関連するものをまとめ、空家等対策に活用できるよう見直し

特定空家等

④ 特定空家等に対する措置・対応

- 所有者等に対する指導等の措置の実施
- 除却を促す制度の検討
- 本村独自の特定空家等の判断基準の策定
- 庁内会議等による特定空家等に対する措置の判断
- 適正管理に関する条例等の制定

平成31年3月発行

高山村空家等対策計画

編集・発行：高山村役場 建設課

〒377-0702 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856-1

TEL：0279-63-2111 FAX：0279-63-2768

